

小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

健康で活力ある職場づくりのために 小規模事業場産業医活動助成金 産業医コース・保健師コース 直接健康相談環境整備コース が皆さまを応援します！

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）
では、産業医の要件を備えた医師等※に労働者の健康
管理を行わせることが努力義務となっています。
※その他厚生労働省令で定める者：労働者の健康管理等
を行うのに必要な知識を有する保健師（労働安全衛生
規則第15条の2）



小規模事業場産業医活動助成金活用のポイント

小規模事業場が産業医等と契約^①して産業医活動等を実施^②した場合、助成金（最大60万円）^③が受けられます

ポイント① 産業医・保健師と契約しましょう

産業医・保健師と、産業医（保健師）活動の実施について契約してください。※産業医は平成29年度以降、保健師は平成30年度以降の契約が助成対象です。

ポイント② 産業医（保健師）活動を実施しましょう

活動内容は、事業場のニーズに応じて産業医・保健師と相談し、契約・依頼します。契約した産業医（保健師）活動を実際に実施しましょう。

ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成

産業医（保健師）活動は、6か月当たり**10万円**を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月継続で**10万円**を2回限りの助成です。

助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 ➡ 裏面へ



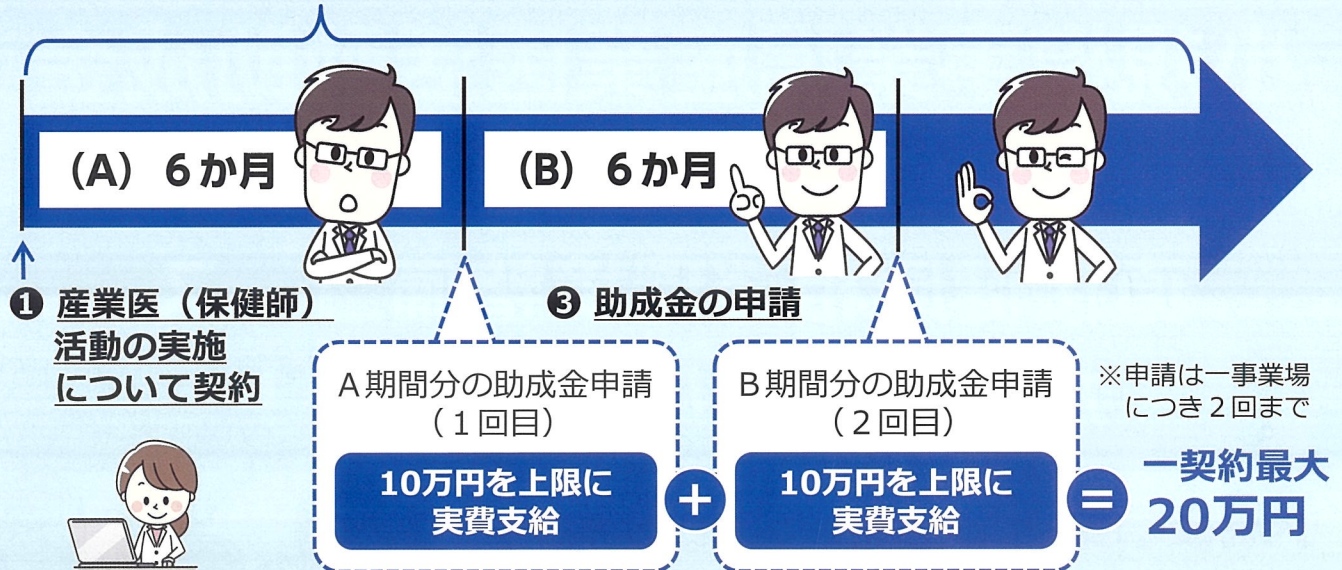
厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構



助成金を受け取るまでの手続き

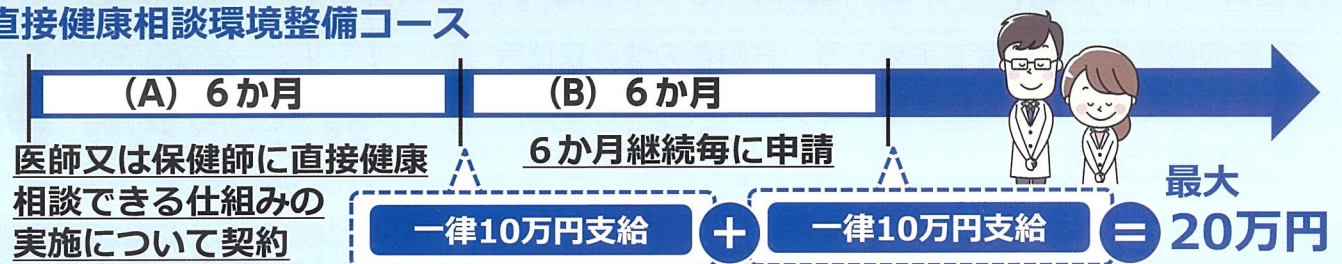
産業医コース・保健師コース

② 契約に基づいた産業医（保健師）活動の実施



※産業医・保健師との契約毎に助成対象となりますので、最大40万円が支給されます。

直接健康相談環境整備コース



産業医・保健師は、幅広く労働者の健康管理等に関する活動を行います。

- 健康診断結果に関する意見（医師のみ）
- 職場の巡視
- 衛生委員会への出席
- 長時間労働者の面接指導（医師のみ）
- ストレスチェックの実施及び事後措置
- 休職・復職面談
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

事業場において強化したい分野を選んで、活動を依頼すると良いでしょう。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570 - 783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロ ウ

受付時間
9時～12時
13時～18時
(土日祝日を除く)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。